

東京都市大学における競争的研究費等の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出により確保された財源の活用に関する取扱要領

令和5年7月31日
制定

(趣旨)

第1条 この要領は、競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について（令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）及び東京都市大学における競争的研究費等の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出により確保された財源の活用方針に基づき、東京都市大学（以下「本学」という。）において、競争的研究費等の直接経費から当該競争的研究費等の研究代表者の人件費（以下「PI人件費」という）の支出及びこれにより確保された財源を活用する制度（以下「PI人件費活用制度」という）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、PI人件費活用制度の運用に関し必要な事項を定めることにより、研究代表者自身の処遇改善、研究に集中できる環境整備等による研究代表者の研究パフォーマンス向上及び本学の研究力強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において「研究代表者」とは、競争的研究費等により実施される研究の研究代表者をいう。

2 この要領において「エフォート」とは、研究者の全業務時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合をいう。

(対象事業)

第4条 対象となる事業は、資金配分機関の要項等又は契約書等において、PI人件費活用制度の対象とされているものであり、事業等の公募機関との直接の契約等に基づき資金配分を受けるもの。

(対象者)

第5条 PI人件費活用制度によるPI人件費計上の対象者は、競争的研究費等による研究プロジェクト（以下「研究プロジェクト」という。）の本学に所属する研究代表者であって、使途に制限のない資金を財源に雇用されている者で原則として東京都市大学就業規則第2条第1号に定める専任職員とする。

2 PI人件費活用制度の利用にあたっては、PI人件費を計上することについて、研究代表者本人が希望していなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、第1項に定める専任教員以外の本学研究代表者について、PI人件費計上の対象とすることができるものとする。ただし、当該本学研究代表者の人件費に充てる予定の財源が、第7条に定める使途に充てることが可能な場合に限るものとする。

(計上額等)

第6条 PI 人件費活用制度により計上することができる研究代表者のPI 人件費の額は、副学長(研究担当)が別に定める算定方法により算定した額と資金配分機関が定める上限額のいずれか低い額の範囲内で、申請者が第8条により申請し、承認された額とする。

2 PI 人件費活用制度の適用期間は、対象経費に係る研究期間のうち、研究代表者が第8条により申請し、承認された期間とする。

(活用方針)

第7条 PI 人件費活用制度の利用により確保された財源の活用に関し必要な事項は別に定める。

(申請手続)

第8条 申請者は、PI 人件費計上にあたり、当該申請者以外に、当該研究プロジェクトに参加する本学研究分担者がいる場合はそれぞれと協議の上、同意を得るものとする。

2 PI 人件費の計上は、申請者が所属する部局等の長の確認を得た上で研究推進部外部資金課を通じて、別に定める申請書を学長に提出し、承認を得て行うものとする。

3 前項の申請については、応募書類に経費の計上が求められている場合はその提出時まで、応募書類に経費の計上が求められていない場合は、採択後の経費計上を求める書類の提出時までに行うものとする。その際、研究期間を通じて一括での経費の計上が求められている場合は、複数年分を一括して申請しなければならない。

4 申請書提出後は、原則として、その申請内容を変更できないものとする。ただし、対象経費の減額変更等によりPI 人件費計上額を減額し、若しくはPI 人件費の計上を中止する場合は別に定める変更届出書を部局等の長の確認を得た上で研究推進部外部資金課を通じて学長に提出するものとする。この場合においても、第1項に定める同意を事前に得ることとする。

5 前項の規定にかかわらず、その他、対象経費の停止、中止又は研究期間の変更により、申請内容の変更が見込まれる場合は、速やかに研究推進部外部資金課へ申し出ることとする。

(エフォートの管理)

第9条 研究代表者は、PI 人件費活用制度の利用期間が終了したときは、指定日までに研究プロジェクトに係るエフォート報告書を部局等の長の確認を得た上で研究推進部外部資金課を通じて学長に提出しなければならない。

(エフォートの確保)

第10条 部局長は、研究代表者が研究プロジェクトに係るエフォートを確保できるよう、部局等内の業務を軽減するための措置を講じるものとする。

(報告)

第11条 学長は、PI 等人件費活用制度の利用により確保された財源の活用実績について、翌年度の6月末までに資金配分機関へ報告するものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、PI 人件費活用制度の利用に関して必要な事項は、別に定める。

付 則 (令和5年7月31日)

この要領は、令和5年7月31日から施行する。